

水戸家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

1 開催日時 令和4年11月17日（木）午後3時から午後4時45分まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

有馬直美、岩坪朗彦、大谷恭久、大津辰夫、長田佳世、小沼賢次、片岡優、神谷雄一郎、正保春彦、住友隆行、鳥羽吉嗣、幅昌子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 中儀昌宏、首席書記官 江寄円、次席家庭裁判所調査官 林英敏、次席書記官 茅根豊、主任家庭裁判所調査官 實重憲二、事務局長 塚原雅彦、総務課長 佐藤和恵

4 議事（本日のテーマ「特定少年に対する効果的な教育について」）

(1) 水戸家庭裁判所委員会（第38回）のフィードバック

(2) 裁判所からの説明

特定少年に対する教育的措置について説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長、○委員、△裁判所側の説明者)

- ここまで、少年事件の手續からはじまり、少年法改正による主な変更点、水戸家裁管内における少年事件の動向、特定少年に対する教育的措置について説明をさせていただきましたが、ここからは、先ほどの説明させていただきました内容を踏まえ、まずは、「特定少年に対する教育的措置について、特定少年の特徴を踏まえ、より効果的な内容、方法等」について御意見を頂戴したいと思います。

続いて、「薬物非行に関する教育的措置について、若年者の現状を踏まえ、より効果的な内容、方法等」について、御意見を頂戴したいと思います。

はじめに、「特定少年に対する教育的措置について、特定少年の特徴を踏まえ、より効果的な内容、方法等」について御意見のある方、お願いいたします。

- 特定少年は18歳、19歳ということで、18歳の高校3年生は高校生の中に特定少年になるということで、県の教育委員会としても、高校生に対する法教育には問題意識を持っているところでございます。私は義務教育課なのですが、高校教育課にも話を聞いてきましたので、意見といたしますか、現状をまずはお話しさせていただいて、皆様から御意見を頂戴したいと考えています。

まずは、特定少年の年代の特徴として、近年は反社会的な行動を行う生徒は減少してきているのかなと思います。一方で、アウトプットができず、悩みなどを抱えて相談できない生徒が増えてきていると思います。比較的

問題を起こさないで、おとなしい生徒であると、職員も丁寧に観察はしているのですが、注意が行きにくいというようなことがございます。「個」の時代になりまして、それぞれが持っている趣味嗜好、考え方が多様化している中で、先ほど御説明にもありましたけれども、SNSを使うことに完全に慣れており、自分をさらけ出す必要のない仮想空間で、いろいろな問題行動や非行が増えてきているのかなと思います。

そういった特徴を踏まえた教育的措置として、個人に対するアプローチと全体に対するアプローチがあります。個人に対するアプローチとしては、当然ながら担任の教員がきめ細かな観察をし、悩みごとがあったら傾聴し、場合によってはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーといった、外部の専門家の方も交えて話を聞いて、どういった支援が必要かということを相談しながらリサーチしていくということになります。全体的なアプローチとしては、問題行動及び非行の未然防止として、当事者にならないのはもちろんのこと、傍観者にならないための、いじめや問題行動の防止のための授業作りを進めています。その中で生徒の居場所作り、絆作りを推進しているところです。

また、先ほど申し上げた法教育に関しましては、例えばスクールロイヤー、弁護士の先生に、順法意識を高めるような講演会を実施していただいたり、警察官に来ていただいて、SNSでの誹謗中傷などがないように、適切な利用についての研修会を実施したり、警察や民間団体の方に、薬物乱用防止に関しても講話をしていただいたりなどしております。

薬物乱用につきましては、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」というものが国と県でございまして、その中で、全ての中学校、高等学校で年1回は薬物乱用防止教室を開催するということになっています。小学校につきましては、学校や地区の実情に応じて、保護者も交えた薬物乱用防止教室の開催を働きかけるなど、そういったことを行っておりまして、

喫煙防止教室、飲酒防止教室、薬物乱用防止教室というように3種類やっております。現状、薬物乱用防止教室につきましては、小学校で82.6%、中学校で90.8%、高等学校で92.8%の学校で実施されております。100%になってはいないのですが、令和2年、令和3年と新型コロナウイルスの影響で、なかなかそういった場を持ちづらくなってきてしまって、若干実施率が下がってしまっているということがございます。実施に際して講師の方にお越しいただいているのですが、警察の方、あるいは学校薬剤師の方など、そういった方々に薬物乱用防止指導員としてお越しいただいています。現状としては以上でございます。

- ありがとうございます。確かに、高校3年生は18歳になりますから、高校生に対する法教育、あるいは薬物乱用防止のための教育というのは大事だと思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。特定少年というのは18歳、19歳ですから、大学1、2年生も含まれるということで、大学で教えられている立場として、〇〇委員いかがでしょうか。

- 先ほど教育的措置の実情ということでお示しいただいたところですが、ここに挙げられていることは全くそのとおりで、真に必要なこと、やらなければならないことが述べられていると思うのですが、一方で、これは私の受け止めかもしれないですけども、いわゆる正論教育なんですね。全く正しいことで、間違いはないのですけれども、子どもの目線からすると、上から正論が降ってくるというような感覚を持つ子もいるのではないかと思います。18歳、19歳は大学生も一部含まれるわけですが、未熟な少年たちにとっては、正論は正論として認識しつつ、感情面や人間関係に対する依存の度合いも結構大きいです。例えば、これをやると罪に

なるということは分かっている、友達から頼まれたから、あるいは自分の気持ちでむしゃくしゃしたからというような理由でやってしまうというのが、非常に多いのではないのかなと思います。そうしたときに、それは発達段階的に見て、まだそういう発達の段階なんだという様に考えることも必要ではないかと思います。そのような、ある意味未熟な存在である特定少年に対して、正論を言えばそれが受容されて変化していくかというところ、なかなか難しいところがあると思います。じゃあどうすればいいかというところ、そこは私も、何とも見つからないところですけども、特定少年が持っている人格の未熟さ、あるいは感情面への依存、人間関係への依存といったことに対してどう配慮していったらいいのか、まだ考える余地があるのではないかと、そんなことを考えながら聞かせていただいております。

- ありがとうございます。〇〇委員のおっしゃるとおりで、18歳、19歳は民法上成人扱いですけども、やはり人格的に未熟な子たちはたくさんいるわけで、そういう子どもたちをどう扱ったらいいのかという非常に難しい問題があります。

他に御意見がある方はいらっしゃいますか。

- 私は、お産で関わる地域の家庭を垣間見ることができるような立場にいますが、やはり最近、昔に比べると家庭環境が多様化していて、離婚、シングル、再婚、経済的に恵まれない家庭、外国籍など、私が育ってきたころに比べて、本当に多様化しています。それから、自分が頑張った分だけいろいろなものを選べるといった、そんなイメージが世の中にあったのが、なくなってきていると感じます。そのような中で、特定少年はどのような家庭環境にいたのか、家庭環境に起因して何かうまくいかないことがあつ

て、社会的に逸脱するようなことになってしまうのではないのかということを見ると、やはり、この子たちにだけ問題を求めるのではなく、周りを含めて、社会で考えていかなければならないことなのだろうと思っています。

ではどうしたらいいのかということと難しいですが、やはり地域の誰かに頼ってもいいんだとか、そういうつながりができることで、地道ながらも、家庭環境が恵まれない子たちの、または家庭環境が恵まれていても、家の中で自分の居場所がないと感じるような子たちの非行が減るのではないかと思っています。

■ ありがとうございます。他に御意見のある方はいらっしゃいますか。
○○委員お願いします。

○ 私は、児童養護施設で施設長をしております。通常高校生までお預かりしますが、状況によっては19歳の高校を卒業した後も1年間くらいは、就職しながら、あるいは就職活動をしながら、あるいは進学後1年くらいを施設で面倒を見ることがあります。そういったこともあり、薬物や犯罪的な行為に関して非常に気を遣って話をします。私たちの手元から離れると1人になる可能性が高く、その後は自由になってしまうので、非常に危険をはらんでいますから、いろいろな話をしますけれども、大人目線で言ってもなかなか耳に入らないことが非常に多いです。外に出て実際に体験をして、初めて怖さが分かるようなことがよくあります。そういうことから考えると、本当に何らかの教育的措置をするのであれば、当事者の声を存分に聞かせてあげた方がいいと思います。小中高での講話などが入口でいいと思いますが、過去にこういうことを経験し、そして更生できたという方の声、そういった生々しいところを聞かせてあげないと、なかなか高

校生くらいの子には入っていかないと思います。自分が本当に危ない体験をするか、同じような状況に陥った結果、犯罪の方向に行ってしまった方の声を聴いていただいた方が、結果的には、少しでも身に入るのではと思っています。正直、18歳、19歳くらいは非常に不安定であると思っていますので、そういう方法が何らかの形でできれば、インパクトがあると思います。もちろん、全ての子に当てはまるとは言いません。逆に悪い影響を与えてしまう可能性もゼロではありませんけれども、ただ、大多数の子に関しては、そのくらいのインパクトがあった方が、身に入っていくのではないかと思います。

- ありがとうございます。正論だけを上から目線で言うのでは、なかなか少年の心には響かない可能性もあるから、失敗した体験談、そういった生々しい話も伝えて行ったらどうかということですね。

では、こういった子どもたちを扱われた保護司の立場として、〇〇委員いかがでしょうか。

- 私たちは保護司ですので、特定少年や薬物非行の少年に対する教育的措置を、職務としてやっております。

特定少年というのは、今年の4月から呼ばれるようになったものですから、特定少年についての具体的なケースをお話しできるほど、まだ期間が経っていません。また、私たちは、事例研修等を行っていますが、これは少年が特定できないような形で行うので、具体的なことは非常に掴みづらいというのが現状です。

ただ、特定少年や薬物非行の少年に対する教育的措置に関して言えることは、やはり「教育は人なり」ではないですが、保護司の技量の寄与するところが大きいということです。少年の心の中に入って行って、その少年

に何かあった時に、本当に親身になって世話ができる保護司だったら、特定少年とかは関係なく、年配の方も含めて更生保護が上手くいくと思います。

それから、職業に就くということは、立ち直りには非常に大きなきっかけになります。私たちの組織には就労支援機構があり、また、茨城県で19地区に分かれる保護司会のどこの地区にも、協力雇用主という、事情が分かって対象者を雇っていただいている方がいます。ただ、対象者によっては、協力雇用主のところには行きたくないという人もいます。なぜかという、協力雇用主の名簿は多少出回りますので、協力雇用主は世間に知られているからです。そうすると、そこに就職したということはどういうことかと、世間に思われることを気になさって、一般の企業に勤めることを希望するケースも結構多いです。やはり、社会的に認められている存在として、就職をして働くということは、非常に少年への教育的措置として効果的ではないかと思います。

- ありがとうございます。職業に就き、社会における一定の地位を得ることが立ち直りにつながるということですね。

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

- 意見ではないのですが、銀行としての取組を紹介させていただきます。県内5つの金融機関と茨城県警察で、「『地域の安全・安心』に関する包括連携協定」というものを5月に結んでおります。その取組の一環といたしまして、県の教育庁高校教育課と連携して、茨城県警察と共同での、高校生向けの非行防止教室を開催しています。警察と銀行からそれぞれ講師を出して、非行防止に金融教育と消費者教育を合わせ、成年年齢引下げを踏まえた上での、多様化する金融犯罪、将来を見据えた資産形成の大切さ、

また、実際の金融犯罪や経済トラブルからの防止策などを周知することによって、地域の未来や子どもたちの安心安全を守っていききたいということでやらせていただいています。非行に走ってしまうことがなくなるように、個々人ではなかなか難しいですが、きちんとした教育を高校のうちから施すことによって、効果がすぐに出るものではないと思いますが、民間としても現在取り組んでいるところでございます。やはり、特に金融関係の教育ですと、これまでは学ぶ場がほとんどなかったということで、高校生から活発な意見や、前向きな感想なども出ています。そういった取組の中で、少しでも将来、安心な生活ができるようにしていきたいと思っているところでございます。実際に起きてしまった具体的ケースに関しては、なかなか民間としてできることがないところではあると思いますが、未然防止のための教育ということでやらせていただいていますので、紹介させていただきました。

■ ありがとうございます。

それでは続きまして、「薬物非行に関する教育的措置について、若年者の現状を踏まえ、より効果的な内容、方法等」について御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方、お願いいたします。

○ 薬物教育は、昔から現在まで、「ダメ。ゼッタイ。」というふうに言われ、茨城県のホームページにも載っていますが、果たしてその教育が本当に良いのかということに関して、実際に依存の患者さんを診ている先生方からも、教育そのものに問題があるとも言われています。つまり、薬物に手を染めたことがある人が、人格的にだめだと感じてしまうような教育になると、心を開いて、依存から抜け出そうとできない、または相談できないということが言われています。先ほど、学生に薬物乱用防止教室をされてい

るとのお話がありましたが、そのように活動されている方が、熱心に心配されてやっているのはもちろん分かっていますけれども、その内容がどのようなものなのかなと思いました。1回そういうものに手を染めた人は、人格的にだめだというような言い方をすることが良くないということで、ハームリダクションということも最近言われているということをお伝えします。

■ ありがとうございます。先ほど〇〇委員が説明してくださった、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく薬物乱用防止教室などは、薬物に染まらないように、防止的な措置ということでやられているわけですが、一旦薬物に手を出してしまった人を見捨てるかのような教育があってはならないと、そういうお話ですね。これに関して、御意見のある方はいらっしゃいますか。

○ 保護司会としては、薬物乱用防止に関して、薬物に関する危険性について、学校に行って子どもたちに授業などをさせていただいたり、街頭でチラシなどを配ったりしております。

また、薬物という道に間違っ入ってしまった者に関しては、先ほど申し上げたように、就職や免許取得支援、読み聞かせ、差し入れなどで、立ち直りを早くできるようにと、個々の指導も含めまして、そういうことをしております。

■ ありがとうございます。〇〇委員お願いします。

○ 薬物と性犯罪は、結構絡んでくることではないかと思います。場合によっては、性の逸脱行為をするような子どもと、薬物が結びつくこ

とがありまして、今後学校教育の中でも、性暴力などに関する教育が入ってきます。小学生または幼稚園生から、自分と他人との距離感を含めた、そのような教育が入ってくると思います。

また、自分自身に自信がなくて、誰かに頼りたくなってしまった時に、そこにつけこまれて薬物に依存するパターンが実際には割と多い、特に女性に多いと、以前聞いたことがあります。今後、自分自身が大事な存在であるという教育がきちんとされるのが、抑止になるのではと思います。

■ ありがとうございます。弁護士の立場から、何か御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 薬物の問題は、弁護士として薬物依存の方と日々仕事で接していますので、依存から抜けることは非常に難しいと感じています。大麻は薬物の入り口というお話もありましたが、少年についてはまた別の入口のアプローチがあるのかなと考えております。資料にスマホとSNSの適切な利用と記載されていますが、薬物だけでなく、スマホやSNSも適切な利用ができず、依存状態になっている少年はよく見かけることがありまして、それが侮辱やいじめに繋がることもよく目にしています。そこで、薬物だけではなく、スマホやSNSの依存をどのように卒業していくか、あるいはどのように付き合っていくかということも含め、一連の問題として私は捉えています。

最近では、20代より若い方が法律相談に来ることも多く、SNSに間違っってこんなコメントしてしまったなどの相談があります。先ほど正論を押し付けてはいけないとのお話がありましたが、私もできる限り正論を押し付けるのではなく、自分の人生の選択が将来を決めているということをお話ししながら、本人に振り返る機会を与えるようにしています。依頼い

ただいた場合には、成人ではない方や、19歳から20代前半の方については、話しているとまだ言葉数が少なかったりするので、依頼人の方々の個性を把握するため、簡単な性格検査みたいなことをさせていただいた上で、お声がけをするようにしています。弁護士をしていますと、通常はすごく早口で話してしまうので、それが適切でない場合が多いものですから、その方に合った形でのお声がけをできるように性格検査などを取り入れて、できる限りその方に届くような方法を模索しています。

■ ありがとうございます。〇〇委員いかがですか。

○ やはり薬物依存とか、その背景にあるSNS依存には、社会で居場所がないなどの要因があると思いますので、皆さんが仰っていた、就労支援というのは大事だと思いますし、例えば、まずは地域行事に参加して、地域の人とつながりを持つことによって、社会の一員としての自覚を持つこと、そういったことも大事ではないかと思っております。ただ、仕事に就くという点では、特定少年だと氏名の公表が可能になっていますので、氏名が公表されることによる労働就労におけるデメリットというのはとても大きいのではないかと思います。

また、私自身は特定少年の薬物の非行を扱ったことはないのですが、成人のケースになりますが、先ほど〇〇委員も仰っていたように、薬物は依存から抜けるのがとても難しく、当事者が依存していないと思っている方が多いです。すぐにやめられると思っている。そこであまり正論を言うのではなくて、当事者の声に触れていただくなどして、ご自身で依存していたのだと認識してもらおうようにしています。

■ ありがとうございます。やはり薬物は、一度依存してしまうと、なか

なかそこから抜けるのは難しいということで、薬物乱用防止教室の更なる重要性がよくわかります。教育庁では、薬物乱用防止教室の実施率が小中高と80、90パーセント以上を達成しているということですが、更なる御尽力をお願いしたいと思います。

他に何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

- スマホの話が少し出ましたが、薬物依存という問題は、薬に出会うことによって突然依存が始まるわけではなくて、義務教育段階から、スマホ依存やゲーム依存といったことが、もうすでに進んでいると思っています。自分の時間をゲームとかスマホに当てて、そこから自分でそれをコントロールすることができなくなって、抜けられなくなっているというお子さんがものすごく多いのです。そういった、スマホ依存やゲーム依存は、中学生や、中には小学生の段階から始まっているお子さんもおられます。そのような状態から、どこかの時点で薬物に依存していくという、そのような流れが結構あるのではないかと思います。

せっかく教育庁の〇〇委員がいらっしゃるのでお尋ねしたいのですが、今、県の義務教育課では、児童や生徒の、ゲーム依存またはスマホ依存といったことについて、何か対策などがあるのでしょうか。

- 小中学生の中で、どれくらいの子どもの依存症があるか、調査はしていませんので、実態の把握はできていないのですが、これだけSNSやスマホが普及してきますと、適正適切な利用の仕方というのは大変重要だと思っております。まずは家庭での見守りなど、そういったものが重要だと思っております。そこで、保護者向けの啓発資料を学校を通して配ったりだとか、家庭で保護者とお子さんが一緒にルールを作るベースになるような資料をお配りしたりとか、そういったことを中心に進めています。ス

マホを持っていなくても、ゲーム機でチャットの通信ができるなど、親の目、学校の先生方の目の届かないところで、様々なネットワークができていくことに非常に危機感を感じておりまして、様々な問題行動や非行のベースにSNSでのやり取りが見え隠れしているところに非常に大きな危機感を抱いているところではあります。

- ありがとうございます。私は大学で心理学を教えながら、臨床心理相談室という所に関わっておりますけれども、相談に来られるお客さんの中で、中学生のお子さんのスマホ依存やゲーム依存という相談が出てくることもよくあります。県では、精神保健センターが依存症の対応をされていると思いますけれども、私の記憶違いでなければ、高校生年代以上というような制限があったように思います。そうすると、今、中学生年代のゲーム依存等の相談を持っていく場所がないということになります。いろいろ調べてみると、東京に行くとも専門の相談機関があるということですが、なかなかそこまで行けない、でも県内には対応の窓口がないということが生じかねません。本日は薬物の話ではありますが、突然薬物に対する依存が生じるのではなくて、前に伏線としてゲーム依存やスマホ依存というものが、小学生から生じているとしたら、そこも視野に入れた上で対応を考えていくことが必要だと考えました。

■ ありがとうございます。他に御意見のある方いらっしゃいますか。

- 薬物依存の前にスマホ依存というお話がありましたけれど、これはまさにそのとおりだと思っております、我々の施設でも子どもたち用のパソコンがあります。それで子どもたちは何をするかというと、宿題の調べものをしたりする一方では、自由な時間の場合、圧倒的に、Y o u T u b e

などの動画を見る、あるいはゲームをするのに使います。当然施設なので、ある程度使える時間は制限します。高校生が持っているスマホも、夜は職員に預けるといって自由には使わせていませんが、その結果何が起きるかというところ、それで良いという子もいる反面、それが非常にストレスだという子たちもいるのです。そのストレスをどうやって解消するかという話になると、健全であればスポーツとか、あるいは芸術活動とかがあると思いますけれど、それができない子もいます。そうするとどうするかというと、一番身近なのはリストカットなどの自傷行為です。もしくは不純異性交遊という性的なものに行くケースもあります。それで満足できないというのであれば、ストレス解消のために薬物に手を出すという可能性も考えられます。今のところ施設関係では、薬物のことはあまり聞きませんが、東京などに行くと意外とあります。結局、いろいろ制限を加えた中のストレス解消の一つの方法として、薬物というケースがゼロではないという話も聞きますから、非常に難しいところだと思います。

ストレスをどうやって解消させるのかという教育、あるいは相談窓口でもいいのかもしれませんが、同じような境遇で困っている子どもたちがいて、お互いどうすればいいんだろうねということをお互いに話せるような居場所があると、少しは違うのかなと感じています。

■ ありがとうございます。

本日は特定少年に対する効果的な教育についてというテーマで貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえ、裁判所としてさらなる改善に取り組んで参りたいと思います。